

泉大津市と澤田株式会社との連携協力に関する協定書

泉大津市（以下「甲」という。）と澤田株式会社（以下「乙」という。）は、泉大津市立保育所及び泉大津市立幼稚園の制服（ニット）の共同開発に向け、次のとおり連携協力の協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、制服（ニット）の共同開発に関して、甲及び乙が連携協力を図り、各々が有するリソースを有効活用することで、服育の推進やシビックプライドの醸成を図ることを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を実現するために、次に掲げる事項について連携協力する。

- 制服（ニット）の共同開発に向けた取組に関する事項
- その他本協定の目的を実現するために必要な事項

（役割分担）

第3条 甲及び乙は、前条に定める連携協力事項を実施する際に、次に掲げる役割を担う。

- 乙は、制服（ニット）の共同開発に向け、サンプルを開発し、対象者（泉大津市立保育所及び泉大津市立幼稚園に在籍する3歳児から5歳児）へ提供する。
- 甲は、前号で乙が取組を実施するに当たり、関係者との調整を行う。
- 甲は、本項第1号で乙が提供する制服（ニット）のサンプルについて、対象者にアンケート調査の実施及び結果を集約し、乙に共有する。
- 乙は、前号により甲から共有されたアンケート結果に基づき、制服（ニット）を開発する。
- 甲及び乙は、本協定に関して相互の持つ媒体等を活用して広報活動を行う。

（費用負担）

第4条 前条に定める甲及び乙の役割の実行並びにその他の本協定に基づく活動に要する費用は、甲乙各々の負担とする。

（協定の内容の変更）

第5条 甲又は乙から協定の内容の変更の申し出があったときは、その都度協議の上、書面により必要な変更を行うものとする。

（協定期間）

第6条 本協定の有効期間は、協定締結日から令和8年3月31日までとする。

（守秘義務）

第7条 甲及び乙は、第2条の連携協力事項の実施に当たり、法令の定める範囲内において相互に情報共有を図るとともに、相手方から取得した情報を適切に管理する。また、甲及び乙は、本協定の履行の過程で相手方から取得した情報のうち相手方が開示の際に秘密である旨を明示した情報を、

相手方の事前の承諾なしに、第三者に開示又は漏えいをしてはならず、また、本協定を履行する目的以外の目的に使用しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報についてはこの限りでない。

- 相手方から取得した時点で公知の情報
 - 相手方から取得した時点で既に保有していた情報
 - 相手方から取得後、自己の責によらず公知となった情報
 - 相手方から取得した情報によらず独自に開発した情報
 - 正当な開示権限を有する第三者から秘密保持義務を負わずに適法に取得した情報
- 2 前項の規定は、本協定の有効期間終了後も甲及び乙に対し引き続き効力を有する。
- 3 前2項の規定にかかわらず、個人情報については、本協定の有効期間終了後も甲及び乙は法令等の定める範囲内において相手方から取得した個人情報を適切に管理する。

（その他）

第8条 この協定書に定めるもののほか、協定の目的達成のために必要な事項は、甲及び乙の協議により別途定めるものとする。

以上、この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自1通を保有する。

令和6年6月17日

甲 大阪府泉大津市東雲町9番12号
泉大津市
市長

南出 賢一

乙 大阪府泉大津市千原町2丁目2番19号
澤田株式会社
代表取締役社長

澤田 誠